

し尿・浄化槽汚泥投入の手引き

令和4年度版

稲 沢 市

1 ■稲沢市平和浄化センター

所在地 稲沢市平和町須ヶ谷本田101番地（電話 0567-46-2825）

2 ■投入受付時間

午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

（土・日曜日、祝休日、年末年始は除く）

3 ■投入のしかた

- (1) 投入に用いるタンク車には、外部から容易に識別できる表示（様式第1）をしてください。
- (2) 投入の都度、「し尿投入依頼票」又は「浄化槽汚泥投入依頼票」に必要事項を記入し受付へ提出してください。（汲み取り量は正確な数量を必ず記載すること。）
- (3) し尿、浄化槽汚泥の混載による投入はできません。
- (4) 投入にあたっては、職員の指示に従ってください。

様式第1

<p>稲 沢 市</p> <p>許可第〇〇〇号〇〇号車</p>

白地に黒書。大きさは、縦20cm以上、横60cm以上とします。

4 ■投入基準

- (1) 稲沢市内から排出された一般廃棄物のし尿及び浄化槽汚泥（以下「廃棄物」という。）であること。
- (2) 平和浄化センターで処理できる形状の廃棄物であること。
- (3) 投入依頼票の内容と異なる廃棄物でないこと。

5 ■搬入できないもの

- (1) グリストラップ（油分離槽）に溜まった廃油及び廃油が多量に入り込んだ汚泥
- (2) 汚泥、廃油、廃液などの産業廃棄物
- (3) 薬品類などの有毒性物質、危険物

6 ■注意事項（※稲沢市平和浄化センター投入時における留意事項）

- (1) 車両の管理に関する事項
収集運搬車両から廃棄物が飛散、流出、また、悪臭がもれることのないよう車両の整備に努めてください。
- (2) 受入拒否に関する事項
投入基準に違反し、廃棄物を投入または投入しようとした場合は、廃棄物の投入を拒否し、処理施設から退場していただくことがあります。
- (3) 損害の賠償
市の処理施設、設備等を損傷または滅失した場合は、その損害を賠償していただきます。
- (4) 許可の取消等の処分
投入基準に違反した場合は、投入の一時停止または許可の取消等の処分を行うことがあります。

7 ■届出に関する事項

- (1) 許可後に申請内容に変更が生じた場合は、「一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業変更届出書」を資源対策課へ提出してください。様式は、稲沢市ホームページよりダウンロードしてください。
 - ・車両の増車や入れ替えなどの変更が生じた場合は、車両の写真2枚（斜め前方、斜め後方）及び自動車検査証のコピーを添付してください。
 - ・運転手の変更が生じた場合は、運転免許証のコピーを添付してください。

トップページよりID検索が便利です
ページID：1001965
「一般廃棄物処理業の許可について」



8 ■届出・問合せ

〒492-8391 稲沢市中野川端町74番地

ファックス 0587-36-3709

- ・一般廃棄物処理業許可・浄化槽清掃業許可に関すること
資源対策課
電話番号 0587-36-0135（直通）
- ・平和浄化センター搬入に関すること
環境施設課
電話番号 0587-36-4357（直通）